

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「センター」という。）と称する。

2 センターの英文名は、Vehicle Information and Communication System Centerとする。

(事務所)

第2条 センターの主たる事務所は、東京都中央区に置く。

2 センターは、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、ドライバーのニーズに即した道路交通情報をデジタル情報として体系的に収集、処理、編集し、通信・放送メディアを用いて車載装置に送信する道路交通情報通信システムの開発及び運用を行い、ドライバーに的確な情報を提供することにより、安全で快適な道路交通環境の確立に寄与し、もってゆとりのある国民生活の実現と社会経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路交通情報の収集、処理、編集及び通信・放送メディアによる提供
- (2) 道路交通情報通信システムに関する調査、研究及び開発
- (3) 道路交通情報通信システムに関する知的財産権の維持及び管理
- (4) 前3号に掲げる事業に関する業務の受託
- (5) 道路交通情報通信システムに関する国内外の情報収集及び関係機関・団体との交流
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 会費による収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 センターの財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) センター設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、評議員会の同意を得た後、国家公安委員会、総務大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 センターの事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、評議員会の同意を得て、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第13条 センターの事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監

査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、評議員会の同意を得て、その事業年度終了後3か月以内に、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

第14条 センターは、業務の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第11条の収支予算及び第13条の収支決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第15条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、評議員会の同意を得た後、国家公安委員会、総務大臣及び国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第16条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、センターが新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、評議員会の同意を得た後、国家公安委員会、総務大臣及び国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第17条 センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上30人以内
- (2) 監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会が選任し、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事が互選する。

2 理事のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事には、センターの理事（その親族その他特別の関係にある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係にあってはならない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第19条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐してセンターの業務を総括し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐してセンターの業務を分担し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、理事長の定める順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センターの業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第20条 役員任期は、就任後2回目の第13条第1項の規定により前事業年度の事業報告及び収支決算を議決する理事会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、かつ、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その者に対し、理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬及び費用の支弁)

第22条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員にはその職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事会の承認を受けて理事長が指名する非常勤の監事には、勤務に応じて、報酬を支給することができる。
- 4 前各項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(理事会の構成等)

第23条 センターに理事会を置き、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営及び事業に関する重要な事項を議決する。

(理事会の種類及び開催)

第25条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第19条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、開催の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、あらかじめ理事全員が承諾したとき又は緊急に理事会を開催する必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

この場合における前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決の委任者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した理事の中から選出された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 センターに30人以上50人以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は役員を兼ねることができない。
- 4 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の数又は評議員のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 第20条から第22条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 センターに評議員会を置き、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、意見を述べる。
- 4 第26条第3項及び第28条から第31条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、第26条第3項中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事及び監事」とあるのは「評議員」と、「理事全員」とあるのは「評議員全員」と、第28条から第31条までの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員会議長)

第34条 評議員会に、評議員会議長1人を置く。

- 2 評議員会議長は、評議員会の事務を総理し、議事を整理し、評議員会を代表する。
- 3 評議員会議長は、評議員会において評議員が互選し、その任期は当該互選に係る評議員としての任期の終了の時までとする。

- 4 評議員のうち評議員会議長のあらかじめ定める者は、評議員会議長に事故があるとき又は評議員会議長が欠けたときは、その職務を代行する。

第7章 委員会

(委員会)

第35条 センターに、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、センターの事業の円滑な遂行を図るため、調査、研究し、その結果を理事会に報告する。
- 3 委員会の設置、組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会員

(会員)

第36条 センターに、会員を置くことができる。

- 2 会員は賛助会員及び特別会員の2種類とする。
- 3 賛助会員は、センターの目的に賛同し、会費を納付する団体又は個人とする。
- 4 特別会員は、センターの事業に関して功労のあった者又は学識経験者等で理事会において推薦されたものとする。
- 5 会員及び会費に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第37条 センターに、事務局を置く。

- 2 事務局には、センターの事務を処理するため、所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は理事長が任免する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け等)

第38条 センターは、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業報告書及び収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 理事及び監事の履歴書
- (8) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (9) 許可、認可等及び登記に関する書類

(10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を得た後、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第40条 センターは、民法第68条第1項（第1号を除く。）に規定する理由が生じたとき又は理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を得た後、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の許可を受けたときでなければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第41条 センターが解散時に有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の同意を得た後、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はセンターと類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第11章 補則

(外部監査)

第42条 センターは、第13条第1項の規定により理事長が作成する書類（事業報告書については、会計に関する部分に限る。）について、監事の監査のほか、公認会計士又は監査法人（次項において「公認会計士等」という。）の監査を受けるものとする。

2 理事長は、前項の公認会計士等の監査を受けたときは、公認会計士等から提出された監査報告書の謄本を、第13条第1項の規定により前事業年度の事業報告及び収支決算を議決する理事会及び同項の規定により同意する評議員会に、審議の参考資料として提出するものとする。

(委任)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日〔平成7年7月1日〕から施行する。
- 2 センターの設立初年度の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

- 3 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 センターの設立当初の役員は、第18条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとし、その任期は第20条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則（平成17年3月17日）

この変更は、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受けた日〔平成17年4月1日〕から施行する。

附 則（平成17年6月21日）

この変更は、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受けた日〔平成17年8月4日〕から施行する。

附 則（平成19年3月14日）

- 1 この変更は、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受けた日〔平成19年6月1日〕から施行する。
- 2 この変更に係る第38条の同意を行った評議員会において変更前の第33条第3項の規定に基づき互選された評議員会の議長は、変更後の第34条第3項の規定に基づき互選された評議員会議長とみなし、同条の規定を適用する。

附 則（平成23年6月21日）

この変更は、内閣総理大臣、総務大臣及び国土交通大臣の認可を受けた日〔平成23年7月20日〕から施行する。